

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成30年5月12日 06時25分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港仙台区向洋ふ頭1号岸壁 仙台北防波堤灯台から真方位242° 830m付近 (概位 北緯38° 16.0′ 東経141° 02.0′)
事故の概要	貨物船 <sup>ビーエム ユニオン</sup> BM UNIONは、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成30年5月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 BM UNION（パナマ共和国籍）、6,494トン 9509267（IMO番号）、LONGRICH MARIME COMPANY S.A.
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板2か所に凹損 岸壁 コンクリート部に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか18人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、空船の状態、主機を最微速力前進として約2ノットの対地速力で仙台塩釜港仙台区の航路を西進した。</p> <p>本船は、仙台塩釜港仙台区向洋ふ頭1号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に出船右舷着けする予定で、左舷側に位置する本件岸壁東端線と本船の船首部が並んだときに左舷錨を投錨し、左舵を取って約120°左回頭し、岸壁と針路のなす角度を約20°～30°として、主機を適宜使用しながら南東進して本件岸壁に接近した。</p> <p>本船は、本件岸壁から船首部までの距離が約20mのところ、係留索を前後部それぞれ1本ずつ取り、主機を最微速力後進としたところ、右舷船首部が本件岸壁に接近したので、主機を半速力後進として本件岸壁を避けようとしたものの、右舷船首部が本件岸壁の東端部に衝突した。</p> <p>船長は、これまでタグボートを使用して着岸したことはほとんどなかった。</p> <p>船長は、これまで仙台塩釜港へ入港した経験がなかった。</p> <p>本船は、バウスラストを備えていなかった。</p> <p>船長は、投錨した位置が岸壁から約70mであり、近過ぎたと本事故後に思った。</p>

<b>分析</b>	本船は、本件岸壁に左回頭して着岸作業中、投錨した位置が本件岸壁に近過ぎたことから、右舷船首部が本件岸壁に接近し、主機を半速力後進としたものの、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、本件岸壁に左回頭して着岸作業中、投錨した位置が本件岸壁に近過ぎたため、右舷船首部が本件岸壁に接近し、主機を半速力後進としたものの、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 着岸操船時には、船体運動を考慮して岸壁との距離を十分にとって投錨し、必要に応じてタグボートを使用すること。</li></ul>